



市立学校適正規模・適正配置基本方針

10月2日まで募集した「市立学校適正規模・適正配置基本方針」にお寄せいただいたご意見と、それに対する市の考え方（対応）をご紹介します。多数のご意見をいただきましたが、紙面の都合により、そのすべてを掲載することができませんので、意見の概要となりますことをご了承ください。

なお、お寄せいただいたご意見とともに、市内7会場で実施した市民公聴会でのご提言を参考に教育委員会で慎重に協議した結果、当初の方針案に若干の修正を加えて、基本方針を定めました。全文をホームページに掲載しておりますので、あわせてご覧ください。



▲市民公聴会のようす
(11月15日：厚陽公民館)

【問い合わせ先】教育総務課 ☎ 82-1200

市立学校適正規模・適正配置基本方針		【担当課】	教育総務課 ☎ 82-1200
		○公募期間	9月3日(月)～10月2日(火)
		○意見の件数	147人 253件
お寄せいただいた意見（概要）		市の考え方（対応）	
地域住民への対応	中学校の規模だけ考えて実施するのではなく地域には特性があり、地域住民と話し合いを十分にしてお互いに理解をしなければなりません。学校だけの問題ではなく地域の問題でもある。	学校は、普通教育を施すことを目的とすると法律で定められており、国の定めた普通教育の10項目の目標を達成するよう努めなければなりません。学校施設については、“これからの学校施設づくり”（昭和59年）に述べられているように、“学校の基本的条件（適正規模）を充たした施設づくり”に努めるよう指導しています。適正配置については、この適正規模についての国の考え方に従い、検討委員会の答申を尊重し、地域住民の意見をよく聞いて、教育委員会が決めなければならないと考えております。適正配置を行うことになった場合は、学校関係者や地域の方との協議を行うこととなります。これまででも学校関係者や地域の方々のご提言をいただいておりますので方針決定の際は参考にしたいと考えております。	
	学校施設は、各地域ごとに使用されている限定された施設なので地域の意向が優先ではないか。学校規模別に示されている「適正配置を行う。」は、「適正配置の協議を該当する地域と協議を行う。」ではないか。		
統廃合による遠距離通学	クラブ活動で遅くなったときなど犯罪が起こりやすくなる。安心して通える学校にしたい。	安心・安全な学校環境の整備につきましては、各地域で子どもたちのため見守り隊が結成され、大変有難く思っております。基本方針の適正配置に当たっての留意事項に沿って、今後も子どもたちの安全には十分配慮していきます。	
	地域の大人と子どもの接触が少なくなり、しつけ教育の面からもよろしくない。現在、市民運動会、夏休み、冬休み前の子どもとの接触、懇談は地域の和を保つことができている。笑顔であいさつするをする子どもがいなくなる。		